

日本熱測定学会 会則

正会員	年額	6,000 円
学生会員	年額	3,000 円
維持会員	年額	20,000 円（1 口）以上
名誉会員	免除	

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、日本熱測定学会（The Japan Society of Calorimetry and Thermal Analysis）と称す。以下
本会と略す。
- 第 2 条 本会に事務局を置く。

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会の目的は、熱測定（熱量測定・熱分析・その他の熱力学諸量と熱物性値測定）およびこれと密接に関連した科学に興味をもつ研究者相互の連絡を通じ、熱測定に関する科学および技術の研究と応用を促進することにある。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために以下の諸事業を行う。
1. 熱測定討論会（Japanese Conference on Calorimetry and Thermal Analysis）、講演会、講習会、研究会その他の開催
 2. 機関誌の発行
 3. 熱測定およびこれと密接に関連した分野での標準の確立、データの収集および国際的協力
 4. 会員の表彰
 5. その他目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 会員は、正会員、学生会員、維持会員、名誉会員の 4 種とする。
- 第 6 条 第 1 項 正会員は、上記本会の目的に賛同する個人で幹事会の承認を経て第 12 条の会費を支払うものとする。
- 第 2 項 学生会員は、上記目的に関連した学科を置く学校の課程を履修中の者で、幹事会の承認を経て第 12 条の会費を支払うものとする。
- 第 7 条 維持会員は、幹事会の承認を経て入会を承認された会社または組織体で、第 12 条の手続きを経て、本会の維持に協力するものとする。
- 第 8 条 名誉会員は以下の各号の 1 以上に該当し、幹事会の推薦をもとに総会で承認された者である。名誉会員の会費はこれを免除する。
1. 本会の発展に特に功績のあった者
 2. その他、総会が特に認めた者
- 第 9 条 会員は機関誌の配布を受け、本会の行う事業上の使益を優先的に受けることができる。
- 第 10 条 2 ヶ年に亘り会費を滞納した場合は、幹事会の議を経て除籍される。
- 第 11 条 会員が退会しようとする場合は、会費未納分があればこれを納入したうえ幹事会の承認を経なければならない。

第 4 章 会 費

- 第 12 条 会員は種別毎に定める次の会費を納入しなければならない。

第 5 章 総 会

- 第 13 条 総会は通常総会および臨時総会とする。
- 第 14 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度末から 3 ヶ月以内に開き、臨時総会は会長が必要と認めた場合に開く。
- 第 15 条 総会は会長が召集して議長となる。必要あるときは副議長を指名することができる。
- 第 16 条 総会は開催日より 5 日以前に議題を付し会員に通知しなければならない。
- 第 17 条 総会は次の事項を審議する。
1. 重要な規定の制定と改廃
 2. 委員の改選
 3. 事業計画、収支予算および決算に関する事項
 4. 会長が必要と認めて付議した事項
- 第 18 条 総会は委任状を含め正会員総数の 4 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 第 19 条 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし会則の改正は第 31 条に定めるところによる。

第 6 章 役 員

- 第 20 条 本会に次の役員を置く。会長 1 名、委員約 30 名、幹事 11 名、会計監査 1 名
- 第 21 条 会長は本会を代表し、委員会において決定された方針に基づき会務を統理する。
- 第 22 条 会長は、正会員および学生会員の郵便投票により正会員の中から選出する。正会員は 10 名以上の連名で推薦候補者を立てることができる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した幹事が代行する。
- 第 23 条 会長は顧問を委嘱することができる。顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 第 24 条 委員会は委員選挙規定により選出された約 30 名の委員により構成される。委員会は本会の運営に関する事項および会長が付議した事項を審議する。
- 第 25 条 委員会は会長が召集し、その議長は会長が務める。
- 第 26 条 委員会は幹事 11 名を選出する。
- 第 27 条 幹事 11 名は幹事会を構成し、本会の諸事業の運営、決算および予算、その他必要な事項を審議する。幹事会は会計幹事 2 名、庶務幹事 2 名、編集幹事 2 名、企画幹事 4 名、広報幹事 1 名を選出する。幹事会は本会の事業を正しく運営するための細則を取り決めることができる。
- 第 28 条 幹事会は会長が召集し、その議長は会長が務め

- る。
- 第 29 条 会計監査は委員会で選出し、会長が委嘱する。会計監査は本会の会計を監督し、決算を監査する。
- 第 30 条 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げないが 3 期連続選出は認めない。

第 7 章 会則の改正

- 第 31 条 本会の会則を改正するために全会員の 1 割以上の会員、または委員の 3 分の 2 以上の人数によって改正案を総会に提案することができる。
- 第 32 条 改正案はあらかじめ全会員に通知され、会則の改正は総会出席の 3 分の 2 以上の賛成によって成立する。

第 8 章 会計年度

- 第 33 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

第 9 章 委員選挙

- 第 34 条 投票は正会員および学生会員の郵便投票により正会員中より 5 名連記、無記名で行う。
- 第 35 条 幹事会は推薦候補者を立てることができる。
- 第 36 条 正会員は 5 名以上の連名で推薦候補者を立てることができる。

細 則

1. 幹事の職務分担: 幹事は次の責任を分担し会の運営にあたる。
 - 1.1 会計幹事: 会計幹事は会費の徴収および管理を行い常に公開しうる出納簿を用意する。また総会において会計報告をする義務がある。
 - 1.2 庶務幹事: 庶務幹事は本会の事業の立案、運営にあたるとともに全会員の名簿を保管し、会議の記録およびその配布、保管の義務がある。
 - 1.3 編集幹事: 編集幹事は本会の機関誌、出版物の編集、発行の責任者となる。必要に応じて幹事会の議を経て編集委員会を設けることができる。機関誌の編集委員会は編集幹事を含む編集委員で構成し、編集委員長の判断でオブザーバーをおくことができる。
 - 1.4 企画幹事: 企画幹事は本会の主催する行事の企画立案にあたる。
 - 1.5 広報幹事: 広報幹事は本会ホームページの管理運営の責任者となる。必要に応じて幹事会の議を経て広報委員会を設けることができる。広報委員会は、広報幹事を委員長として広報委員で構成し、委員長の判断でオブザーバーをおくことができる。
2. 幹事会は必要に応じて、学会に研究グループ、作業グループ、ワーキンググループ等を設けることを発議することができる。
3. 幹事会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。
4. 熱測定討論会
討論会は毎年 1 回開かれる。その目的のため実行委員会を設けることができる。次期開催地および責任者を公募し、幹事会において審議し決定する。
5. 委員の選挙
幹事会は委員候補者の推薦に当たって、年令、地区、専門分野がかたよらないよう考慮する。
6. 名誉会員の推薦基準
 - ・ 会長経験者またはそれに準じる功績のあった者
 - ・ 75 歳以上
 - ・ 推薦時に会員であることを要しない。また、年齢は会計年度をもって判定する。
 - ・ 会費納入期間 20 年以上
納入期間は会計年度をもって算定する。
ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

付則 この規定は 1973 年 10 月 1 日制定し、同日より施行する。1980 年 11 月 13 日一部改訂、1984 年 11 月 14 日一部改訂、1985 年 9 月 26 日一部改訂、1992 年 10 月 29 日一部改訂、1994 年 11 月 1 日一部改訂、1999 年 11 月 11 日一部改訂、2003 年 11 月 14 日一部改訂、2004 年 10 月 13 日一部改訂、2005 年 10 月 9 日一部改訂、2011 年 10 月 22 日一部改訂、同日より施行する。

日本熱測定学会 表彰規定

(総 則)

第1条 日本熱測定学会（以下、「本会」という。）は、熱測定の進歩発展に寄与し、その業績が特に顕著な者を表彰する。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は以下の2種とする。

1. 日本熱測定学会 学会賞（以下、「学会賞」という）
2. 日本熱測定学会 奨励賞（以下、「奨励賞」という）

(表彰状の授与)

第3条 前述の各賞に対して、表彰状を授与する。

(学会賞)

第4条 学会賞は、当該年の4月1日現在、本会会員歴3年以上の正会員であって、熱測定分野における技術進歩、学術研究等において顕著な業績または功績のあった個人、あるいはグループに授与する。

(奨励賞)

第5条 奨励賞は、当該年の4月1日現在、本会会員歴1年以上の会員であって、満40歳に達しない者を対象とし、熱測定に関する先導的、開拓的な優れた研究業績を挙げ、その研究のさらなる発展が期待される個人に授与する。

(表彰の件数)

第6条 学会賞は、毎年3件以内とする。

第7条 奨励賞は、毎年2件以内とする。

(学会賞受賞候補者の推薦)

第8条 学会賞候補者の推薦は、別に定める学会賞選考委員会により委嘱された推薦委員による推薦、または会員による推薦あるいは自薦による。

第9条 受賞候補者の推薦方法および日程は、次のとおりとする。

1. 推薦要領は会誌会告記事として告示する。
2. 4月末日までに指定の書類を会長宛、学会事務局に提出する。

(奨励賞受賞候補者の推薦)

第10条 奨励賞候補者の推薦は会員による推薦、あるいは自薦による。

第11条 受賞候補者の推薦方法および日程は、次のとおりとする。

1. 推薦要領は会誌会告記事として告示する。
2. 4月末日までに指定の書類を会長宛、学会事務局に提出する。

(受賞者の選考)

第12条 受賞者の選考は、別に定める学会賞等選考委員会で行い、当該選考委員長は、選考理由書を添えて選考結果を会長に答申する。会長は、選考委員会からの答申に基づき受賞者を決定する。

(授与式)

第13条 授与式は、当該年度の総会において執り行う。

付則 この規定は2004年10月13日制定し、同日より施行する。2006年10月8日一部改訂し、同日より施行する。

日本熱測定学会 学会賞等選考委員会規定

第1条 日本熱測定学会は、日本熱測定学会が授与する各賞の受賞候補者を選考するために、学会賞等選考委員会（以下、「選考委員会」という）を置く。

第2条 選考委員会の委員は、会長によって年度始めに委嘱され、公表される。その任期は1年とし、重任を妨げない。

第3条 選考委員会の構成は、委員長1名、委員4名とする。委員長は委員の互選によって決める。欠員が生じた場合は、直ちに補充するものとし、補充された者の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

第4条 選考委員会は、日本熱測定学会が授与する賞の受賞候補者を選考し、会長に答申を行う。

第5条 選考の方法は、当該選考委員会において決定する。

第6条 選考委員会は、必要に応じて関連専門分野から推薦委員、および審査委員を委嘱することができる。

第7条 選考委員は学会賞および奨励賞受賞候補者になることはできない。選考委員が学会賞候補者あるいは奨励賞候補者の直接の研究指導者である場合、あるいは共同研究者である場合には、当該選考委員は該当する候補者の選考の審議に加わったり、採決に参加することはできない

付則 この規定は2004年10月13日制定し、同日より施行する。2012年8月24日第7条改正、同日より施行する。